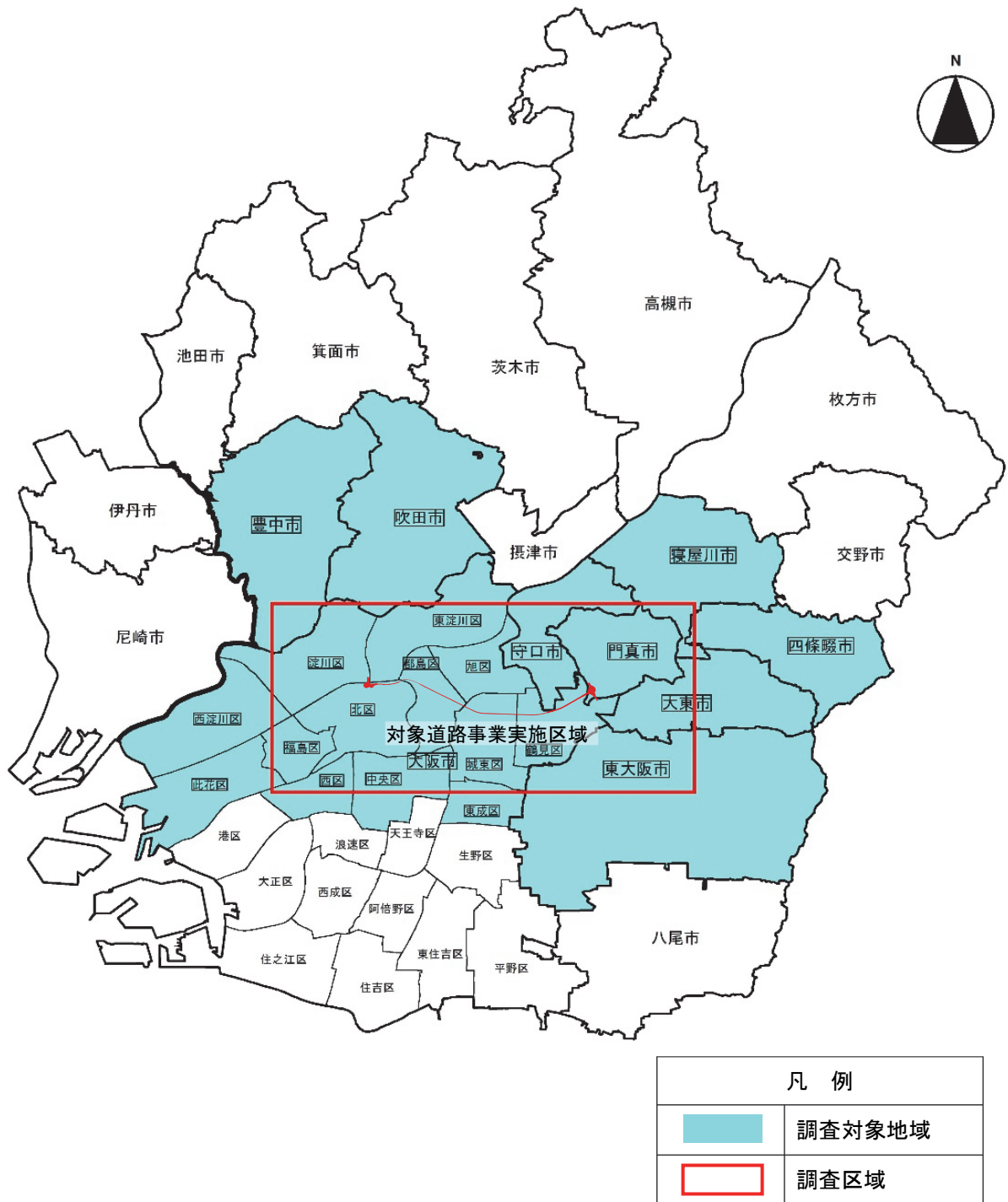


第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

「調査区域」は対象道路事業実施区域を含む下図に示す範囲とし、「調査対象地域」はその調査区域に属する市及び区とします。

原則として、対象道路事業に係る地域特性の把握は「調査区域」で行い、統計等の行政単位による文献調査の場合は「調査対象地域」で行いました。



第1節 自然的状況

対象道路事業実施区域及びその周囲の自然的状況を既存文献等によりとりまとめました。調査結果の概要は次表に示すとおりです。

項目	対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
気象の状況	<p>大阪管区気象台における平成 22 年から平成 26 年の 5 ヶ年の平均気温は 16.9℃、最高気温は 38.4℃、最低気温は -2.9℃です。また平均年間降水量は 1479.7mm、平均風速は 2.5m/s です。</p> <p>調査区域の大阪管区気象台及び大気汚染常時監視測定局における平成 25 年度の風速の年平均値は 1.3m/s～2.6m/s です。</p>
大気質の状況	<p>調査区域の大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 6 局）における平成 25 年度の測定結果は、二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) は測定されたすべての測定局で環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質 (SPM) は 17 局中 1 局で短期的評価が環境基準を達成していません。微小粒子状物質 (PM2.5) は測定された 7 局で環境基準を超過しています。</p>
騒音の状況	<p>調査区域において調査された道路交通騒音は、58 地点のうち、昼間は 45 地点、夜間は 35 地点で環境基準を達成しています。また、要請限度を超過している地点は、昼間は存在せず、夜間は 3 地点です。</p> <p>また、一般環境騒音の測定結果では、環境基準を達成している測定地点は、32 地点のうち昼間 27 地点、夜間 25 地点となっています。</p>
振動の状況	<p>調査区域において調査された平成 24 年度の道路交通振動は、29 地点のすべての地点で要請限度を下回っています。</p>
水象の状況	<p>調査区域には、淀川水系の淀川水域、神崎川水域、寝屋川水域及び大阪市内河川水域の河川があります。このうち、対象道路事業実施区域は、古川、城北川及び大川と交差するほか、淀川の一部にかかります。</p>
水質の状況	<p>調査区域において調査された平成 25 年度の水質測定結果によると、18 地点のうち、生活環境項目では pH 及び DO については 2 地点で、大腸菌群数については 5 地点で環境基準を超過しています。なお、pH、BOD 及び SS については、全地点で環境基準を達成しています。健康項目では、すべての地点で環境基準を達成しています。</p> <p>調査区域において調査された平成 25 年度の地下水調査結果によると、26 地点のうち、11 地点で環境基準を超過しています。</p> <p>また、平成 25 年度のダイオキシン類調査結果によると、河川は 20 地点のうち 18 地点で環境基準を達成しています。さらに地下水は 1 地点で調査が行われ環境基準を達成しています。</p>
水底の底質の状況	<p>調査区域において調査された平成 25 年度の水底の底質調査結果によると、4 地点すべてにおいて、底質の暫定除去基準を上回る水銀、PCB は検出されていません。また、ダイオキシン類は平成 25 年度は 18 地点で調査が行われており、17 地点で環境基準を達成しています。</p>
土壌の状況	<p>調査区域は、市街化が進み、淀川河川敷に砂州未熟土壌が分布しており、東側の一部に細粒グライ土壌と灰色低地土壌が分布しています。このうち対象道路事業実施区域には、東端に細粒グライ土壌と灰色低地土壌の地域が存在しています。</p> <p>調査区域において調査された土壌のダイオキシン類調査結果によると、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて調査された 38 地点すべてにおいて環境基準を達成しています。</p>
地盤の状況	<p>調査区域では、20 地点で地盤沈下の観測が行われており、大阪市観測の過去 5 年間、大阪府観測の過去 10 年間の地盤沈下量については、大きな隆起や沈降が見られず、概ね安定した状態にあります。</p>
地形の状況	<p>調査区域の大部分は、淀川水系により形成された三角州であり、大阪城の周辺に分布する丘陵地と砂礫台地からなる上町台地により、西大阪平野と東大阪平野に分けられます。</p>

項目	対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
地質の状況	調査区域の大部分は沖積層の砂と泥（未固結堆積物）からなり、地下には大阪層群が分布しています。また、調査区域には、活断層として上町断層帯が分布しています。
学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の分布の状況	調査区域には、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質は分布していません。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	調査区域は、全体的に市街地のような人工的な環境が大部分を占めることを反映し、動物ではスズメ、ヒヨドリ、ハシブトガラスなどが生息し、植物ではクスノキ、ナンキンハゼなどの植栽樹や、アメリカセンダングサ、セイヨウタンポポなどの外来植物が生育しています。 また、淀川では、ヨシ、セイタカヨシ、オギなどの河川に特徴的な植物が生育しており、カルガモやバンなどの鳥類、クロイトトンボ、ヒヌマイトトンボなどの昆虫類等が生息し、ワンドはギンプナ、モツゴ、スジエビ、ミナミヌマエビなどの魚介類の生息場所になっています。
動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況	調査区域においては、重要種として、哺乳類ではハタネズミ及びカヤネズミ 2 種、鳥類ではトモエガモ、コアジサシなどの 54 種、両生類ではナゴヤダルマガエル 1 種、魚類ではヤリタナゴ等 25 種、昆虫類ではヒヌマイトトンボ、エサキアメンボ等の 32 種、クモ類ではワスレナグモ 1 種、底生動物ではタガメ等 46 種が確認されています。なお、爬虫類、陸産貝類については重要種は確認されていません。 また、注目すべき生息地として法令などに指定されたものは存在しませんが、コアジサシの集団繁殖地、淀川のワンド群等が確認されています。
植物の重要な種及び植物群落の状況	調査区域においては、重要種として、維管束植物ではドクゼリ、ワンドスゲ等 18 種、藻類ではホソアヤギヌ 1 種が確認されています。 また、「薫蓋クス」など「文化財保護法」等に基づく天然記念物が 8 箇所、「レッドデータブック近畿 2001」の掲載群落が 11 群落あり、上記以外に「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 大阪府」に示されている巨樹・巨木林が 2 箇所存在しています。
植生の状況	調査区域は、大半が市街地で植生のない範囲が広がっています。市街地の中で樹林が見られるのは、クスノキ、サクラ類などの植栽樹によって構成される大阪城公園、鶴見緑地、旧淀川（大川）沿いなどです。 また、淀川の河川敷やワンド沿いにヨシクラス、オギ群集などの水辺植生が分布するほか、門真市や東大阪市では、水田雑草群落が市街地や工場地帯の中にパッチ状に分布しています。
生態系の状況	調査区域の自然環境類型区分としては、低地の大半は「低地：市街地」に類型化され、小面積ながら、公園や緑地などの「低地：樹林地」も分布しています。また、淀川には河川敷のヨシクラス、オギ群集などに代表される「河川：草地」、ヤナギ林などの「河川：樹林地」、ワンドを含む「河川：開放水域」などが分布しています。 調査区域の生態系は「都市緑地の生態系」と「河川・水辺の生態系」に区分されます。
景観の状況	調査区域には大阪城天守閣等の展望施設、花博記念公園鶴見緑地等の野外レクリエーション地をはじめとする 90 箇所の眺望点があります。 景観資源としては、調査区域に今米特別緑地保全地区、大川風致地区が存在します。また、眺望点から眺望される可能性がある金剛生駒紀泉国定公園、瀬戸内海国立公園（六甲地域）などの景観資源が存在します。
人と自然との触れ合いの活動の状況	調査区域には淀川河川公園、花博記念公園鶴見緑地、歴史の散歩道（大阪市史跡連絡遊歩道）など 39 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場があります。
一般環境中の放射性物質の状況	調査区域では 3 地点で一般環境中の放射性物質の測定が行われており、大気浮遊じん中で検出されず、雨水・ちり中で 0.044 MBq/km ² ・月（ストロンチウム-90）、土壌中で 0.27～0.52 Bq/kg（ストロンチウム-90）、1.3～3.0 Bq/kg（セシウム-137）、水道水などで 1.3～1.4 mBq/L（ストロンチウム-90）です。

第2節 社会的状況

対象道路事業実施区域及びその周囲の社会的状況を既存文献等によりとりまとめました。調査結果の概要は次表に示すとおりです。

項目	対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
人口の状況	平成12年から22年の人口は、大阪府中央区、西区、福島区、北区、鶴見区、都島区、西淀川区、淀川区、城東区、四條畷市、吹田市、大阪市東成区、此花区では増加傾向を示しています。大阪市旭区、東淀川区、寝屋川市、門真市、守口市、大東市、東大阪市、豊中市では減少傾向を示しています。
産業の状況	平成12年から平成22年の就業者数は、大阪市福島区、西区、鶴見区、北区及び中央区では増えていますが、それ以外の市区では、すべて減少しており、就業率はすべての市区において低下しています。また、就業形態としては、すべての市区において第3次産業の就業者が多くなっています。
土地利用の状況	調査区域の土地利用は、東側は住宅と工業用地が混在しており、西側は商業・業務用地が多くなっています。
河川の利用の状況	淀川は、調査区域のすべての河川を水系に含む日本でも有数の河川です。淀川から取水された水は、浄化され調査区域全域に飲料水を供給しています。また、数多くの河川公園が整備され、スポーツ・レクリエーション等に利用されると同時に、植物や動物の生育地としても重要です。 また、調査区域における主要な河川については、神崎川は古くから農業用水や水運に使用されてきました。寝屋川は、昔は水運に使用されてきましたが、過去に大規模な干拓が行われ、中流では天井川となり、高い堤防が連続する結果となっています。大川は淀川の旧流路にあたる河川で遊歩道が整備され、大阪府中心部では数少ない親水空間を提供しています。
地下水の利用の状況	平成25年の地下水（工業用水法第24条の規定に基づく井戸）の採取量は、吹田市が最も多く、次いで豊中市、守口市の順になっています。
交通の状況	調査区域の東側に近畿自動車道が南北方向に走っており、大阪府街地を中心として高速大阪東大阪線、高速大阪守口線、高速大阪池田線等が放射方向に走っています。それら自動車専用道路を補完する形で、一般国道及び主要地方道が走っています。また、鉄道網は、大阪府街地を中心にJR、地下鉄、私鉄が放射方向に整備されています。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	調査区域は、ほぼ全域が市街地化されており、幼稚園や小中学校等の教育施設、病院や老人ホーム等の医療福祉施設が数多く分布しています。また、人口集中(DID)地区は寝屋川市、大東市の一部を除き、ほぼ全域に分布しています。
下水道の整備の状況	調査対象地域の下水道普及率は、門真市以外はほぼ100%となっています。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は、以下のとおりです。 ・「大気汚染防止法」に規定する硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制基準の適用地域に指定されています。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域です。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区として、今米特別緑地保全地区が指定されています。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等として、淀川鳥獣保護区が指定されています。 ・「文化財保護法」に基づく国指定の特別史跡である大坂城跡をはじめとして、史跡、名勝、天然記念物が存在します。また、対象道路事業実施区域に含まれる建造物及び埋蔵文化財包蔵地として、淀川旧分流施設及び榎並城跡伝承地、長柄西遺跡、京街道、三島街道が存在します。

項目	対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
<p>(つづき)</p> <p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法」に基づく風致地区として、大川風致地区が指定されています。 ・「環境基本法」に基づく騒音の種類は、調査区域のほぼ全域が指定されており、A 類型、B 型及び C 類型の地域が存在します。 ・「環境基本法」に基づく河川の種類は、淀川が B 類型及び C 類型に、神崎川が B 類型に、寝屋川水域が C 類型及び D 類型に、大川が B 類型に指定されており、その他の河川は B 類型もしくは C 類型に指定されています。 ・「環境基本法」に基づく公害防止計画として「第 9 次 大阪地域公害防止計画」があり、策定地域の範囲（守口市除く）に含まれます。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度に係る地域として、調査区域のほぼ全域が指定されており、a 区域、b 区域及び c 区域の地域が存在します。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度に係る区域として、調査区域のほぼ全域が指定されており、第一種区域及び第二種区域の地域が存在します。 ・「水質汚濁防止法」に基づく「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」に規定された上乗せ排水基準の適用を受けます。 ・「水質汚濁防止法」に基づく指定地域に該当します。 ・「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく関係府県の区域に該当します。 ・調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」の指定が 46 箇所あり、そのうち対象道路事業実施区域内に 1 箇所があります。 ・調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「指定区域」の指定が 13 箇所あります。 ・調査対象地域において都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画が策定されています。 ・「都市計画法」に基づく用途地域は、一部の市街化調整区域を除き、ほぼ全域に指定されています。 ・「大阪府環境基本条例」が策定されており、調査対象地域の各市においても環境基本条例が策定されています。 ・「大阪 21 世紀の新環境総合計画」が策定されており、調査対象地域のうち 7 市においても環境基本計画が策定されています。 ・「大阪府自然環境保全条例」により、「みどりの大阪推進計画」が策定されており、調査区域は、「大阪市地域」、「北大阪地域」、「東大阪地域」に該当します。 ・「大阪府景観計画」に基づく景観計画区域として、「大阪中央環状線等沿道区域」、「第二京阪道路沿道区域」、「淀川等沿岸区域」、「京街道」が指定されています。 ・大阪府では生活環境の保全等に関して大阪府の施策や公害の防止のための規制等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を策定しています。 ・調査区域には「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域があります。
<p>その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地域における公害の苦情受理件数について、大気汚染・騒音に関しての苦情が多くなっています。 ・建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」により、基本的な枠組みが決められています。 ・建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正処理を行うこととされています。 ・原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。 ・大阪府においては、「大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）を策定し、リサイクル率の目標値を定めています。 ・大阪府の廃棄物に関する条例については、「大阪府循環型社会形成推進条例」及び「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」等が定められています。 ・調査区域には、産業廃棄物中間処理施設が 26 箇所あります。